

平成26年度の介護保険料

問い合わせ 介護保険課
☎229-3149 FAX 229-3334

納入通知書を送付

平成26年度納入通知書(介護保険料額決定通知書)を7月中旬に送付します。介護保険料は、介護保険を運営するための大切な財源です。安心してサービスを利用できるようご理解をお願いします。

65歳以上の人の介護保険料(年額)は、本年度の市民税課税状況や、4月1日(年度途中で資格を取得した場合は資格取得日)現在での世帯状況などに基づいて、下表のとおり11段階と なっています。



所得段階	所得などの条件	算定式 (第6段階が基準額)	保険料 (年額)
第1段階	生活保護を受給している人 または本人と世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人	基準額×0.48	32,770円
第2段階	本人と世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.48	32,770円
第3段階	本人と世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.73	49,840円
第4段階	本人と世帯全員が市民税非課税で、第2段階・第3段階以外の人	基準額×0.75	51,210円
第5段階	本人が市民税非課税、かつ世帯の中に市民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.87	59,400円
第6段階	本人が市民税非課税、かつ世帯の中に市民税課税者がいる人で、第5段階以外の人	基準額×1.00	68,280円 (基準額)
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円未満の人	基準額×1.25	85,350円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上、250万円未満の人	基準額×1.50	102,420円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が250万円以上、500万円未満の人	基準額×1.70	116,070円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が500万円以上、750万円未満の人	基準額×1.85	126,310円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が750万円以上の人	基準額×2.00	136,560円

介護保険料「特別徴収」仮徴収額を調整

4月・6月・8月の保険料額は仮徴収額として既に通知していますが、各月の保険料額が年間を通してできるだけ均等な額となるように、8月の年金から差し引く保険料を調整し、納付額の平準化を図ります。「平成26年度納入通知書(介護保険料額決定通知書)」の本年度8月の保険料額が、

既に通知している額と異なるのは、この「平準化」によるものです。今年度決定した保険料の年額が変わるものではありませんので、ご理解をお願いします。

※確定申告を申告期限日以降に行った場合など、8月以降の納付額が均等にならないことがあります。ご了承ください。

例:平成25・26年度の所得段階が第6段階に該当する人の場合

年度	仮徴収額			本徴収額			年額
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
平成25年度	14,700	14,700	9,700	9,780	9,700	9,700	68,280
平成26年度	9,700	9,700	12,200	12,280	12,200	12,200	68,280

8月以降の保険料額の計算は…

{年額68,280円 - (4月分9,700円 + 6月分9,700円)} ÷ 4 = 12,200円
※100円未満の端数は、10月にまとめます。